

社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会
豊山町成年後見センター受任調整会議設置要綱 (案)

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、豊山町成年後見センター（以下「センター」という。）の運営において、成年後見制度の適切な利用及び利用者への適切な対応に資するため、豊山町成年後見センター受任調整会議（以下「受任調整会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 受任調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 後見人等候補者の選考及び受任調整に関する審議
- (2) 成年後見制度の適用にかかる個別事案に関する審議
- (3) 後見人等の活動支援に関する審議
- (4) 前各号に掲げるもののほかセンターの運営上重要な事項に関する審議

(組織)

第 3 条 受任調整会議は、次に掲げる者で社会福祉法人豊山町社会福祉協議会（以下「豊山社協」という。）の会長（以下「豊山社協会長」という。）が委嘱又は任命する 10 人以内の委員で組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 高齢者福祉関係団体の代表者
- (5) 障害者福祉関係団体の代表者
- (6) 豊山町民生委員・児童委員協議会の代表者
- (7) 豊山町の職員
- (8) 豊山町地域包括支援センターの職員
- (9) 豊山社協の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか豊山社協会長が適当と認める者

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 受任調整会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、受任調整会議を代表する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 会長は、次の者をオブザーバーとして協議会に出席させることができる。

(1) 名古屋家庭裁判所の職員

(2) 会長が適当であるとして指名した者

(受任調整会議の開催)

第6条 受任調整会議は会長が招集し、会長が議長を務める。

2 受任調整会議の議事で議決を要するものは、委員定数の半数以上が出席した会議において出席委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

4 緊急に対応する必要があるなど、次に開催される受任調整会議における決定を待つことができないことにやむを得ない事情があるときは、必要な決定を会長に付託することができる。なお、この場合、その後最初に開催される受任調整会議において承認を得ることとする。

(審議への不関与)

第7条 委員は、自己に関する事案または自己に利害関係のある事案については、審議に参加することができない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員、オブザーバーその他受任調整会議に出席した者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報酬)

第9条 委員に対して別表に定める額の報償費を支払う。なお、オブザーバー及び第6条第3項により出席した者については、事務局において別途協議する。

(事務局)

第10条 受任調整会議の事務局を、豊山社協に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は豊山社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月 日から施行する。

別表 (第9条関係)

委 員 等	金 額
第3条第1項第1号から第6号及び第10号の委員	6,000円